

新たな米政策と 水田農業のビジョンづくりについて



はじめに

昨年12月、「米政策改革大綱」が決定され、平成22年度のあるべき米づくりの実現に向けて、関係者が創意工夫を発揮しつつ、積極的な取組を行うことが必要になっています。

その準備期間である平成15年度は、現場段階においては、そのような取組に向けて、議論を重ね、十分な戦略を練っておく大切な時期です。この1年間でどのように過ごすかが21世紀のそれぞれの地域の水田農業の盛衰を決めると言っても過言ではありません。

改革のポイントは需要に応じた米づくりを行うことと、それぞれの地域の水田農業のあり方や産地づくりについてのビジョンを作成することです。

各産地の戦略確立のための積極的な取組を期待しております。

農林水産省

電話（代表） 03-3502-8111

ホームページ <http://www.maff.go.jp>

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局又は食糧事務所にお問い合わせ下さい。



今回の米政策の改革は農業の将来展望を切り拓くためのものです

日本は古来、水田農業を基礎として水準の高い技術を駆使し、良質の農産物を産出してきました。このことが日本独特の食文化の礎となっています。このような我が国の食文化を守るとともに、国民に良質な食料を安定的に供給するためにも、**担い手の確保・育成、農地の確保を通じ、地域の特性に応じて米、麦、大豆、野菜等の多様な農作物の生産を振興し、自給率の向上を図ることが重要です。**

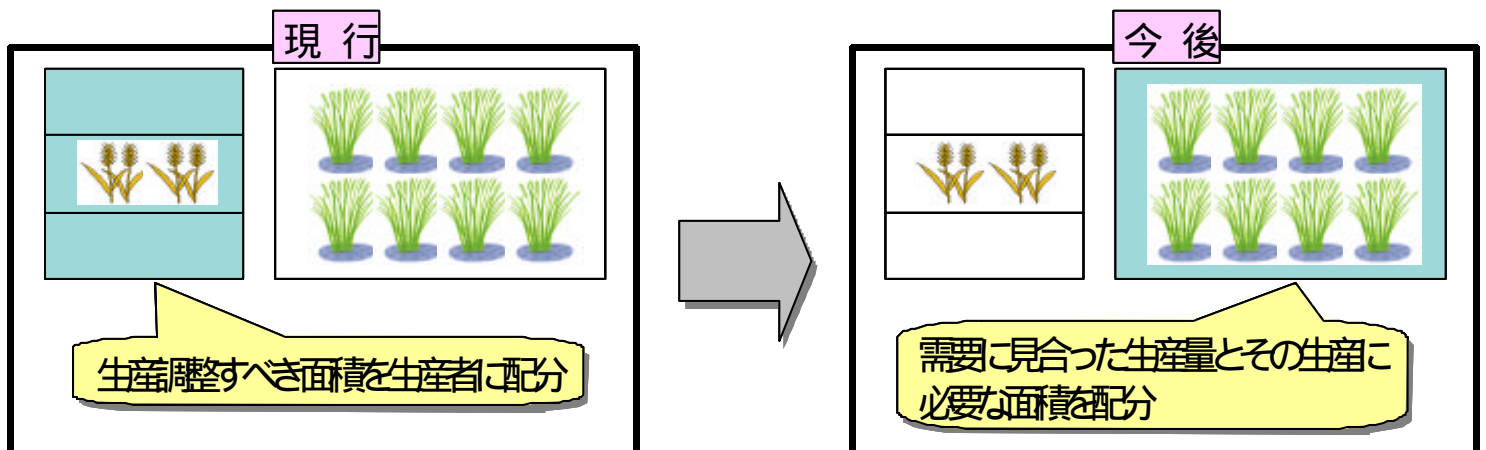
その場合、今後の農業は、単なるコストダウンだけではなく、味・栄養・安全面へのこだわりなど高付加価値生産を目指し、世界に冠たる日本農業を確立していくための改革を進めていくべきです。

以下に説明する内容の米政策の改革はこのような農業の将来展望を切り拓くために行うものです。



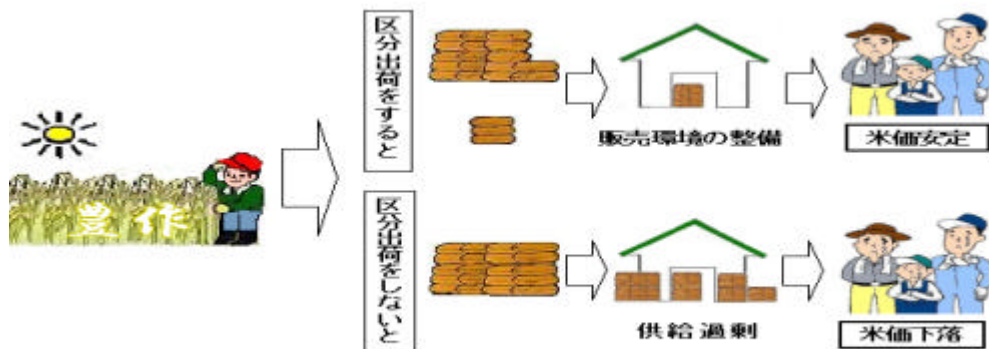
生産調整面積を管理する方式から生産数量により調整する方式へ転換します

- 現在の米づくりは、米の作付けを行わない目標面積（ネガ面積）を目標配分し、生産面積そのものを制限する手法をとっています。このため、生産調整目標面積を達成していれば、生産された米は全て農協等が販売し、売れていると思われがちです。しかしながら、実際には売れ残りが生じ、在庫となっています。このため、**農家の皆さんが、自分が農協等に売った米がどこにどれだけいくらで売れたのかを知っていただき、本当に売れる量だけ生産していくという仕組みに直す必要があります。**
- このため、農業者・農業者団体が需要に応じた生産を自主的・主体的に行うことができるよう**当分の間（18年産又は19年産までの米）は、国が米の生産目標数量（ポジ数量）を配分する数量調整方式となります。**農業者に対しては、併せて作付け面積を配分し、確認は面積によって行います。
- **生産目標数量は、前年の需要実績、つまり実際に売れた量を基本とした客観的な需要予測を基礎に、透明な手続によって設定・配分します。**したがって、売れ残った場合は、翌年の生産量を減らすことが基本となります。



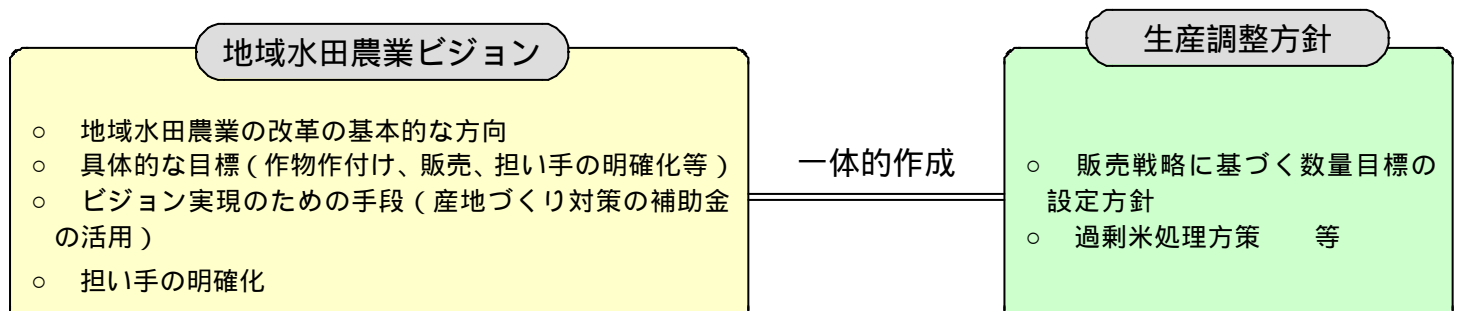
過剰米の処理方法が見直されます

- 豊作になれば、需要に見合った生産を行っていても過剰米が発生します。
米価の安定のためには、過剰米について、産地段階で主食用米と区分して処理する必要があります。
- 過剰米の円滑な処理を図るため、主食用と区分して安価に出荷した過剰米に対して無利子の短期融資（融資期間1年）を行い、いったん市場から隔離することや、翌年の生産量を減らすことにより、販売環境を整備する取組を促進します。融資を受けた過剰米を販売した場合は、金銭で返済を行います。農業者が融資期間の1年以内にその過剰米を販売できなかった場合には、担保となっている米による返済が可能です。



水田農業や産地づくりのあり方を地域自らの発想・戦略で考えた結果が、「地域の水田農業のビジョン」としてとりまとめられます

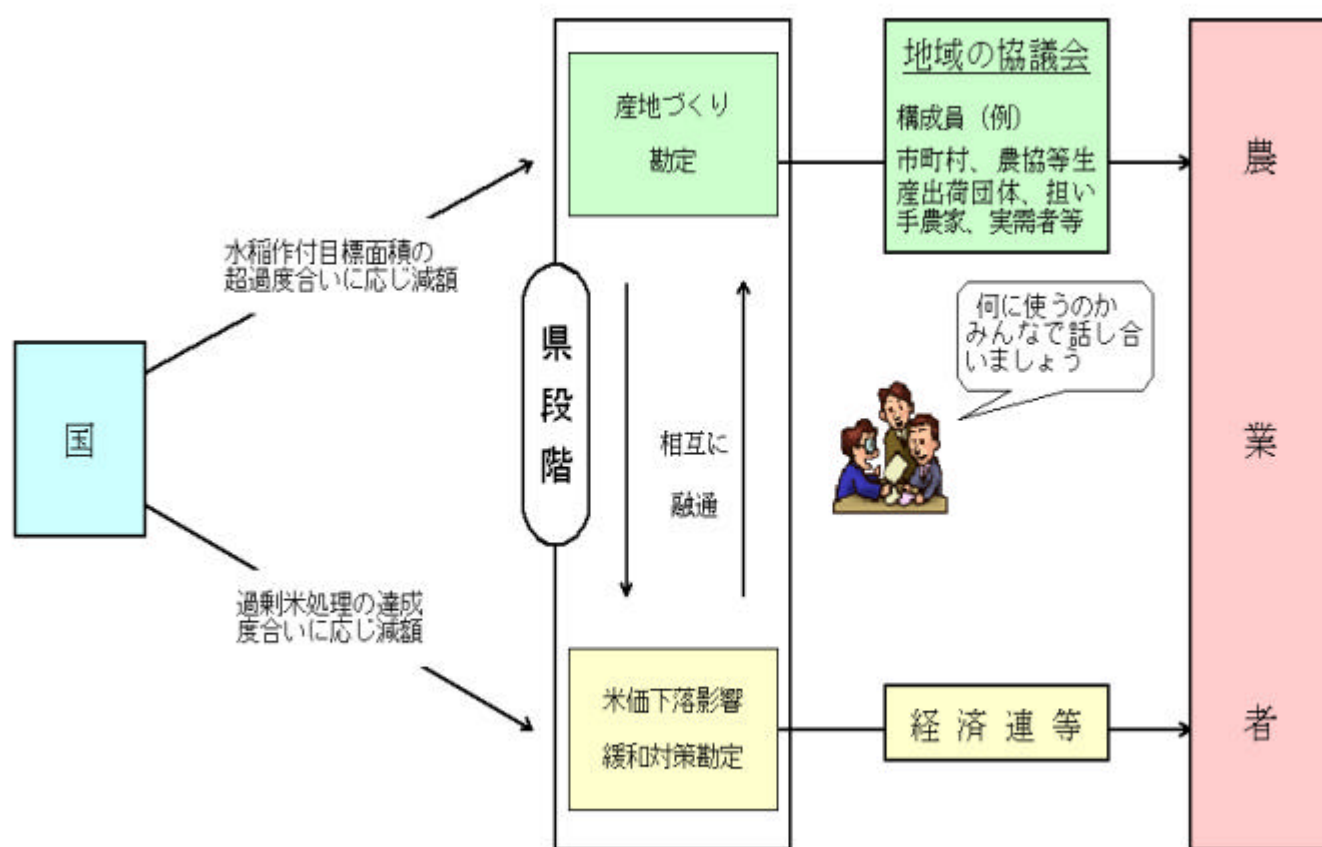
- 米について需要に応じた生産を行うということは、水田において全面的に米づくりを行うことはできないということです。
- このため、米を作らない水田の活用策を考えなければなりません。例えば地域の自然条件等に応じて、麦や大豆を作るのか、その他の多様な作物を作るのか等を各地域において考えてください。また、米の生産を行う場合でも、有機栽培や減農薬栽培など単収を落とした栽培方法に取り組むことも考えられます。さらに、そうした水田農業を誰が担っていくのかについても考えていくことが重要になってきます。
- 農家の皆さんは、水田農業のあり方や産地づくりについてのアイデア・意見を地域の議論の場（地域水田農業推進協議会）に持ちよって、平成15年産からじっくりと話し合いを行っていただくことが大切です。
- その成果については、地域水田農業推進協議会で「地域水田農業ビジョン」としてとりまとめられます。
- こうした話し合いの中で、米づくりについては、生産出荷団体等がどういう米をどれだけ作るのか、その結果生産調整をどうするのかについて、「地域水田農業ビジョン」と一体のものとして「生産調整方針」を作成することが求められています。





地域の協議会等で助成金を何にどれだけ使うことにするのか 決められる産地づくり対策等の助成措置が講じられます

- 地域での話し合いによりとりまとめられた産地づくりのあり方に対しては、産地づくり対策等の助成措置による支援を行います。
- つまり、これまでの助成方式は全国一律でしたが、これを転換し、地域の特色ある水田農業の展開を図るための「産地づくり対策」と、「米価下落影響緩和対策」を併せて柔軟に実施する「産地づくり推進交付金」を創設します。
- このうち、「産地づくり対策」は、地域自らの発想・戦略で行う取組を支援する、いわば地域提案型の助成措置です。
- また、「米価下落影響緩和対策」は、米価が下落した場合下落幅の一定割合を補てんする対策で、都道府県の判断によりこの対策を実施するかどうかが決まります。（実施しない都道府県では、その分、産地づくり対策に重点を置いた助成を行えます。）
- さらに、米価下落の影響を大きく受ける担い手については、「米価下落影響緩和対策」に上乗せして、稲作収入の安定を図る「担い手経営安定対策」が講じられます。



地域の水田農業の展開は農家の皆さん方の取組いかんによって大きく変わります

- 遅くとも平成20年度（平成20年産米）までには、需給見通しを前提に、毎年どの程度の生産を行うかについて農業者が判断し、必要な場合には、農業者団体が農業者に生産目標数量を配分する方式（農業者・農業者団体が主役となるシステム）に転換します。
- 皆さんの地域の水田農業が創意と工夫を活かしつつ展開されるかどうかは、今年からの皆さんの取組次第です。地域水田農業ビジョンづくりや新たな生産調整に積極的に取り組みましょう。